

① 坂町社会福祉協議会職員採用試験について

令和5年12月採用予定の社会福祉法人坂町社会福祉協議会職員の採用試験を次のとおり行います。

■職種・受験資格等

職種	採用予定数	受験資格
福祉事務	1名	昭和62年4月2日～平成11年4月1日までに生まれた方 (令和5年4月1日現在で、24歳～35歳)

【学力等】 高等学校卒業程度以上の学力を有する方(学歴は問いません)

【住所要件】 坂町に居住している方もしくは、採用後は坂町に居住できる方

■試験日・試験会場

区分	試験区分及び科目	試験日	試験場所
1次試験	作文試験	9月24日(日)	坂町社会福祉協議会 (坂町平成ヶ浜一丁目3番19号)
2次試験	面接試験	10月中旬(予定)	

■受験申込方法

区分	内容
申込締切日	9月8日(金) 郵送分については9月8日(金)の消印分まで有効
申込書の配布・提出場所	社会福祉法人坂町社会福祉協議会 事務局 8時30分～17時30分(土日、祝日を除く)
申込書の郵送による請求方法	封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きしてください。 返信用封筒(角形2号)にあて先を明記し、120円切手を貼り同封してください。 ※坂町社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

■合格者の採用及び給与

(1) この試験に基づく合格者の採用は、原則として令和5年12月とします。

(2) 給与は、広島県社会福祉協議会行政職に準じて支給します。初任給は年齢・経験により異なります。

※その他扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。

問合せ 社会福祉法人坂町社会福祉協議会 事務局
〒731-4312 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目3番19号 ☎885-2611

① 坂町社会福祉協議会会長の就任について

主枝 幸子氏(小屋浦三丁目)が、6月29日付けで、坂町社会福祉協議会会長に就任されました。



▲主枝氏

① 全国瞬時警報システム(ジェイ・アラート)を使用した全国一斉情報伝達試験を実施します

と き 8月23日(水) 11時ごろ



① がけ地等危険住宅移転事業補助金

土砂災害のおそれのある区域に建っている住宅から安全な場所の住宅へ移転するため、既存住宅の除却費や移転先住宅の建設費または購入費(借入金利子相当額)を補助する制度です。

申請期限	11月30日(木)まで ※申請総額が予算額を超過する場合は申請締切前でも募集を終了します。		
対象住宅	町内の災害危険区域、がけ条例適用区域(※1)、土砂災害特別警戒区域(※2)のいずれかにあり、区域に指定される前から建てられている住宅(既存不適格住宅) ※1住宅周辺のがけの形状を確認していただく必要があります。詳しくは役場都市計画課にご確認ください。 ※2土砂災害特別警戒区域は、広島県のホームページ「土砂災害ポータルひろしま」で確認できます。		
補助内容	区分	補助対象費用の内容	補助限度額(一戸当たり)
	補助対象住宅の除却費等	危険住宅の除却等に要する費用	975,000円
その他	移転先住宅の建設費または購入費(借入金利子相当額)	移転先住宅の建設または購入をするための借入金の利子(年利率8.5%を限度とする。)に相当する額	7,318,000円 ・建物: 4,650,000円 ・土地: 2,060,000円 ・敷地造成: 608,000円
	○あらかじめ役場都市計画課と協議を行い、申請に係る必要事項等を確認してください。 ○補助金の交付の決定前に、既存住宅の除却や移転先住宅の建設・購入の契約をしないでください。(先に契約されたものは、補助の対象外となります。)		

詳しくは、坂町ホームページをご覧ください。
問合せ 役場都市計画課 ☎820-1513



① 木造住宅耐震診断補助制度

地震時の住宅の倒壊等を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、町民の皆さんが自ら行う、木造住宅の耐震診断費用の一部を補助する木造住宅耐震補助制度です。

申請期限	11月30日(木)まで ※申請総額が予算額を超過する場合は申請締切前でも募集を終了します。		
補助金額	耐震診断に要する経費の3分の2以内の額(上限2万円) 耐震診断前に、町への補助金交付申請が必要となります。		
対象住宅	昭和56年5月31日以前に建てられた木造2階建て以下の住宅で、現在、居住されているもの。木造在来軸組構法に限ります。(ツーバイフォー工法、プレハブ工法は対象外)		
対象者	坂町在住の補助対象建築物の所有者または、補助対象建築物にお住まいの方。(町税等の滞納がある方は対象外)		
耐震診断	財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」に基づいて実施する耐震診断(※)です。 ※坂町に登録した木造住宅耐震診断資格者が実施するものに限りま。		

詳しくは、坂町ホームページをご覧ください。
問合せ 役場都市計画課 ☎820-1513

